

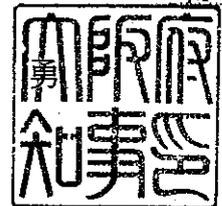


環境第146号
平成9年6月20日

大阪府環境審議会

会長 矢吹 萬壽 殿

大阪府知事 山田



環境影響評価制度の在り方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

環境影響評価は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に先立って、その影響を調査・予測・評価し、適正な配慮を行うためのものであり、環境の保全と創造を図るうえで重要かつ有効な手段であります。

本府においては、昭和59年2月に要綱を制定し、府域の環境保全に一定の成果をあげるとともに、制度として定着をみているところであります。

さらに、環境政策を総合的に推進し、環境配慮システムを確立するため、平成5年12月の公害対策審議会の答申に基づき、環境基本条例に環境影響評価を実施する根拠を位置付けたところであります。

しかしながら、同答申においては、同時に環境影響評価制度そのものを手続面・制度面から検討していくことが必要との指摘がなされております。

また、国においては、このたび環境影響評価法が制定され、これに伴う本府制度の速やかな対応も必要となってきております。

これらのことから、本府の環境影響評価制度について、条例化も含め、早い段階での環境影響評価、情報の公開や住民参加の在り方等、その在り方について御審議をお願いするものであります。